

知のように、いかなる場合にこれを保険事故にするかという点になります。この漁業保険というものは、非常に、なお研究を要する点があるのです。またこれを当初からすべての漁業について適用して行くかという問題につきましても、資料その他の関係で非常にむずかしいものもあるかと思ひます。私どもの考え方としては、漸進的にこれを進めて参る。全体的にかりにできませんでも、そのうち保険として取上げられるような部門からこれを漸進的に取上げる。しかもその保険事故というもののについても、当初はできるだけこれを限定をいたして、そうして一應制度をつくつたあとで、さらにそれを完備して行くという方向へ考へて行く必要がある。従つて私どもが現在研究をいたしておりますのは、定置漁業につきましても、その災害のありました場合の漁具の災害保険、こういうようなものについてまず実施して行くというふうな考え方から、現在いろいろと研究いたしております。

○夏堀委員 ただいまの御答弁では私満足することはできません。やはり研究の過程より一歩も進んでおらぬのであつて、先ほどの答弁のうちに、並行してやるという御意思があつたようでありませうけれども、これは実は不可能であると思ひます。この重大な問題を、いかにげん片の答弁によつてその場限りされるということでは、私は満足することはできません。今議院中に、この漁業保険法、災害保険及びこの裏づけとなる金融措置について、責任のある御答弁を農林大臣より承る機会を、委員長にお

かどうかということをお願いいたします。

○飯山政府委員 今夏堀委員の御質問の趣意は、この漁業法の改正によつて、改正の目的としておる生産の増強、漁業の民主化、これは精神としてほたられるけれども、実際にこれができないではないかという御意見と拜聴するのであります。この点につきましても、漁業法が今日まで三年の日子を費して、ようやく本國会に御審議を願うというように運んだ経過から見まして、その点は当局といたしまして相当苦心いたしましたのであります。しかしながら必ずしも従来の漁業者が、今後この改正によつて、従来の漁業に従事できないのだというところではないのであります。一應再分配をするけれども、適格性によつてこれを付與するということになつておることは御承知の通りかと思ひます。その際にも生産に影響を来すという場合には、おそれることは官廳ではありませうけれども、調整委員会においてそれを適当に処置され得ると私どもは期待してゐるのであります。従つて付與するかせぬかというところは、大體調整委員会において——これは最後の決定ではありませうけれども、主としてその機関において決定に至らしめる。こういうことになつております。従つて調整委員会に適當な方々が選ばれることと私どもは信じておりますが、その方々によつて、ただいまの生産を減減する、あるいは混乱させるといふ事態を来すようなものについては、漁業権の付與は行われぬのではないか、かように私は考へております。

が生産に従事することができないのじやないか、生産が実際にいへば行われぬのじやないかという点について、一應をうり考へ方もあると思ひますが、実際にいへば力を備へない場合には、協同組合としても漁業権を付與することはできないのではないかと申します。少くも協同組合が漁業権を受ける場合には、漁業権を十分に行使して生産をあげ得る、こういう基礎がなければ付與されないのではないかと、かように私は存じております。

○夏堀委員 飯山長官は事業家であつて、この内容については十分におわかりになつておられるが、かなり苦しい御答弁をなさつておられることは私もよくわかつております。しかし一片の答弁で、こういう方法によつても行きたいというところは、あなたの希望であつて、経済の大きな動きはそう簡単には行きません。たとえば先ほど申し上げました通り、漁業協同組合に金融の裏づけのないうちにこの法律を發動したところでは、金がなければその事業ができません。適格性とか何とか言ひますけれども、これは結局力によつてすべてが結末がつけられる。私の憂慮することは、漁業協同組合はなるほど金がないから、名前だけ出すということでは、その裏において何かしらここに資本金が動くか、それがあればいいか。この前の委員会で私は農林大臣に質問いたしました通り、たとえば漁業財閥——あるいは捕鯨によつて莫大な利益を収めたその余力をもつて機船底引及び沿岸漁業のあらゆる方面において強力に推進しておることは御承知の通りであります。その内幕になつて、金を支出して

内容のよいところを資本金に吸い上げられ、金がないために、ただ表面に立つていふゆるおどらされるということ、この法律の最も大きな問題である漁業の民主化とどういふ関係をもつてゐるかというところは私は伺ひたいのであります。長官のおつしやる一應表面に現れたことと、経済の非常に苦しむ、金融の行き詰りの状態において行われる実際の面とは、今長官の御答弁になつたそれとは遠く離れたものとして現われることを憂慮するものであります。この点に対して長官はどういふ御感想を持つておられるか、もう一べん御答弁をお願いいたします。

○飯山政府委員 ただいま商業資本、あるいはその他の大資本によつて、協同組合の名において、これが行われるというおそれが多分にあるのではないかと、むしろそれが非常に大きな事実となるのではないかと御見解と思ひます。この点については、私の理論をただ申し上げるのではなく、少くも漁業法の改正は、そういう点を是正しようというのにも内容としておると思ひます。現状のままで置くことは、かえつてそういう状態を激化して行くというように私どもは考へておるのであります。私もそういう傾向を、この改正によつて是正して行く。この点は見解の相違と思ひますが、私どももこの見解の相違をこれをお答えしようというふうな考へは持つておりません。現実においてこの漁業法の成果が、あがらないということになりますならば、これはひとり私どもの責任というふうな小さい問題ではあります。従つてこれが運用に當つては、皆様の有力なる方面の御協力も

仰いで、そうしてこの点を是正して行きたい、そうして民主化によつて初めてそれがほんとうに防止できるのだ、かように私も考えておるのだから、まして、これ以上は意見の相違になるんじやないかと思ふのでありますが、この程度で御了承願ひます。

○夏堀委員 この問題は非常に大きな問題でありますので、今ここで長官といろ／＼質疑應答したところで割切れる問題ではありませんが、また次の機会に――金融の裏づけのあることによつてそれが防止されるという見解に達するだらうと思ひますので、あわせてこの点は今議事中に、水産廳としてこういう方法をもつて金融の裏づけによつて、私どもの今申し述べましたことを防止することができるといふはつきりした見解を明らかにして、本委員会に農林大臣より答弁をお願いしたいと思います。藤田次長の一昨日でありましたが、説明のうちに、漁業権の補償金額を三百億とつておられます。そうして三・七％の徴収云々ということを述べられたようであります。三百億円の補償金額を承認するために三・七％の漁獲高を徴収するという意味でありますか。それとも三・七％の漁獲高が大体その評價に該当するといふ程度のお考えでありますか、これをお伺ひいたします。

とになつておるわけがあります。従つてそれを充当するための費用といつたしましては、平均いたしました漁獲高の三・七％、それを免許料または許可料として徴収いたしますれば、大体補償金なり行政諸費をまかなうことができません。こういう数字になつております。

○夏堀委員 三・七％を徴収して補償金額に充当するということでありますが、漁業は一定の確定的な数字を現わすものではないのである。しかるにこの補償金額といふことは、これは予算面にすて計上しなければならぬ問題であります。不確定な金額を予算に計上して、はたして政府がこのバランスをとることができるといふか、これは私はできないだらうと思ひます。現在漁区の拡張はまだ行われぬ。漁場は年々荒廃すべき非常なる悲しむべき段階に置かれておる。この際に現在の漁獲をはたして維持することができるといふかといふことは、これは非常な不安のうちに私も考へておるのであります。そうした漁業経済のうちに不確定な三・七％を徴収して、はたして三百億の補償金額とバランスをとることができるといふか、この点に対してお答えを願ひます。

○藤田説明員 これは現在の状態をちよつと想像していただければわかるのであります。現在では漁業が漁業権を持つておりまして、実際の経営者は、これを借りてゐる。それで借りる場合につまみ賃賃料を拂つておるわけでありまして、それは私どもの資料で考えますと、大きくは一割、平均いたしまして六％程度のものは拂つておるといふふうな考へられるのであります。今度漁業権制度の改革によりまして、みづから経営する者に権利を與えようといふか、つまり免許料をとることによつて私どももいたしましては漁業権者に対して補償をして、そのかわりに従来漁業権を借りて経営しておる者は漁業会に対して拂うべき賃賃料はなくなるわけでありまして、われ／＼といたしましては、そういうものを補償の財源としたしまして、これで補償金額をまかなつて行くといふことは可能でもあるといふふうな考へるのであります。夏堀委員、夏堀問題といつたしましての御質問は、おそらくそういうことであらう、現在の漁業経営が非常に詰つておる。高額な税が課せられておる。それにもかかわらずさらにここに三・七％の免許料が徴収せられるといふふうな場合には、漁業経営の基礎が危うくされるのではないかと、いふうな意味の御質問かと想像するのであります。その点につきましては私どもも十分研究いたしましたのであります。われわれといたしましては、將來漁業に關する税は根本的にこれを検討して、そうして水産業が安定するやうな方向に持つて行かなければならぬ、適当な税は当然拂うべきであるけれども、それが水産業としての基礎を危うくするやうな高額な税になつておる場合には、これを是正しなければならぬと思ひます。夏堀委員、夏堀問題といつたしまして、そういう点についてはつきりした基礎資料が非常に少ないのであります。従つて私どももいたしましては今回の考へ方によつてそういう免許料をとつてこれを経費として落す、経費としてこれを見て行くべきであります。が、現在のやうな税が課せられた場合には、はたしてそれが合理的であるかと

て、みづから経営する者に権利を與えようといふか、つまり免許料をとることによつて私どももいたしましては漁業権者に対して補償をして、そのかわりに従来漁業権を借りて経営しておる者は漁業会に対して拂うべき賃賃料はなくなるわけでありまして、われ／＼といたしましては、そういうものを補償の財源としたしまして、これで補償金額をまかなつて行くといふことは可能でもあるといふふうな考へるのであります。夏堀委員、夏堀問題といつたしましての御質問は、おそらくそういうことであらう、現在の漁業経営が非常に詰つておる。高額な税が課せられておる。それにもかかわらずさらにここに三・七％の免許料が徴収せられるといふふうな場合には、漁業経営の基礎が危うくされるのではないかと、いふうな意味の御質問かと想像するのであります。その点につきましては私どもも十分研究いたしましたのであります。われわれといたしましては、將來漁業に關する税は根本的にこれを検討して、そうして水産業が安定するやうな方向に持つて行かなければならぬ、適当な税は当然拂うべきであるけれども、それが水産業としての基礎を危うくするやうな高額な税になつておる場合には、これを是正しなければならぬと思ひます。夏堀委員、夏堀問題といつたしまして、そういう点についてはつきりした基礎資料が非常に少ないのであります。従つて私どももいたしましては今回の考へ方によつてそういう免許料をとつてこれを経費として落す、経費としてこれを見て行くべきであります。が、現在のやうな税が課せられた場合には、はたしてそれが合理的であるかと

いうやうな細部にわたつての検討をむしろやつて行く。つまり免許料をとることによつて私どももいたしましては漁業権者に対して補償をして、そのかわりに従来漁業権を借りて経営しておる者は漁業会に対して拂うべき賃賃料はなくなるわけでありまして、われ／＼といたしましては、そういうものを補償の財源としたしまして、これで補償金額をまかなつて行くといふことは可能でもあるといふふうな考へるのであります。夏堀委員、夏堀問題といつたしましての御質問は、おそらくそういうことであらう、現在の漁業経営が非常に詰つておる。高額な税が課せられておる。それにもかかわらずさらにここに三・七％の免許料が徴収せられるといふふうな場合には、漁業経営の基礎が危うくされるのではないかと、いふうな意味の御質問かと想像するのであります。その点につきましては私どもも十分研究いたしましたのであります。われわれといたしましては、將來漁業に關する税は根本的にこれを検討して、そうして水産業が安定するやうな方向に持つて行かなければならぬ、適当な税は当然拂うべきであるけれども、それが水産業としての基礎を危うくするやうな高額な税になつておる場合には、これを是正しなければならぬと思ひます。夏堀委員、夏堀問題といつたしまして、そういう点についてはつきりした基礎資料が非常に少ないのであります。従つて私どももいたしましては今回の考へ方によつてそういう免許料をとつてこれを経費として落す、経費としてこれを見て行くべきであります。が、現在のやうな税が課せられた場合には、はたしてそれが合理的であるかと

に適用しないとあります。この規定は不合理ではないか。この規定は削除して、北海道においてもその他の地区におけると同様に、定置漁業免許の優先順位の規定を適用すべきではないか。北海道については特殊事情は種々研究したが、この規定を置いて適用を排除するほどに特殊の事情は認めがたいといふのが第一点であります。

第二点は五十八條の規定であります。五十八條の第六項に「前五項の規定は、大型捕鯨業には、適用しない」とある。この規定はやはり不合理ではないかといふのであります。五十八條の新規許可の場合の許可の数であるとか、あるいは申請者の数が多いとか、引きできるものか、こういう方法について大型捕鯨業については適用しないことになつておりますが、かようにしておきますと、結局行政官廳が専断でその選択をすることになつて、捕鯨業の民主的な発達にはたしてこれといふのであります。この二点が實質的に相当重要な点であると思ひますが、このほかになおこまかい点で数点ございしますから簡単に申し上げます。

第一点は、この法律の規定の方法におきまして、できるだけ民意を聞くといふ機会を與へること。それからまた委員会等で審議をするといふ場合にも、公聴会の制度を採用すること。また相手方である本人に不利益を與へる場合にはあらかじめ本人にその事項を通知するなり、または本人がみづからそこへ出て来て十分その主張を述べる機会を與へること。それらの点について考慮をしたらどうか。これらはこの法律の十一條、十二條、十三條、十四

○石原委員 ちよつとお諮りいたします。入江法制局長が漁業法案について発言を求められておられるのですが、夏堀君の質問が長いならば、時間の關係がありますから……。

○夏堀委員 よろしうございします。

○石原委員 それではこの際入江衆議院法制局長より発言を求められておりますのでこれを許します。入江衆議院法制局長。

○入江法制局長 最近私に對しまして關係方面からたゞいま御審議中の漁業法について、こういう点を修正してみたらどうかと云々という参考意見の呈示がありまして、これを當委員会にお傳へするようにということでありましたので、ここにお傳へを申し上げまして御参考までに供したいと思ひます。關係方面でも、この参考意見はほんの参考意見であつて、それをとるとらないは國會において自主的に判断をしていいのだ。しかしながら自分たちの考へるところによると、こういう点は原案に対して十分考慮をしてはどうかといふやうな参考意見であります。数点にわたつておりますけれども最も要點に触れておると思ひますのは、第十六條の第八項に定置漁業に關する免許の場合の優先順位の規定を北海道

に適用しないとあります。この規定は不合理ではないか。この規定は削除して、北海道においてもその他の地区におけると同様に、定置漁業免許の優先順位の規定を適用すべきではないか。北海道については特殊事情は種々研究したが、この規定を置いて適用を排除するほどに特殊の事情は認めがたいといふのが第一点であります。

第二点は五十八條の規定であります。五十八條の第六項に「前五項の規定は、大型捕鯨業には、適用しない」とある。この規定はやはり不合理ではないかといふのであります。五十八條の新規許可の場合の許可の数であるとか、あるいは申請者の数が多いとか、引きできるものか、こういう方法について大型捕鯨業については適用しないことになつておりますが、かようにしておきますと、結局行政官廳が専断でその選択をすることになつて、捕鯨業の民主的な発達にはたしてこれといふのであります。この二点が實質的に相当重要な点であると思ひますが、このほかになおこまかい点で数点ございしますから簡単に申し上げます。

第一点は、この法律の規定の方法におきまして、できるだけ民意を聞くといふ機会を與へること。それからまた委員会等で審議をするといふ場合にも、公聴会の制度を採用すること。また相手方である本人に不利益を與へる場合にはあらかじめ本人にその事項を通知するなり、または本人がみづからそこへ出て来て十分その主張を述べる機会を與へること。それらの点について考慮をしたらどうか。これらはこの法律の十一條、十二條、十三條、十四

に適用しないとあります。この規定は不合理ではないか。この規定は削除して、北海道においてもその他の地区におけると同様に、定置漁業免許の優先順位の規定を適用すべきではないか。北海道については特殊事情は種々研究したが、この規定を置いて適用を排除するほどに特殊の事情は認めがたいといふのが第一点であります。

第二点は五十八條の規定であります。五十八條の第六項に「前五項の規定は、大型捕鯨業には、適用しない」とある。この規定はやはり不合理ではないかといふのであります。五十八條の新規許可の場合の許可の数であるとか、あるいは申請者の数が多いとか、引きできるものか、こういう方法について大型捕鯨業については適用しないことになつておりますが、かようにしておきますと、結局行政官廳が専断でその選択をすることになつて、捕鯨業の民主的な発達にはたしてこれといふのであります。この二点が實質的に相当重要な点であると思ひますが、このほかになおこまかい点で数点ございしますから簡単に申し上げます。

第一点は、この法律の規定の方法におきまして、できるだけ民意を聞くといふ機会を與へること。それからまた委員会等で審議をするといふ場合にも、公聴会の制度を採用すること。また相手方である本人に不利益を與へる場合にはあらかじめ本人にその事項を通知するなり、または本人がみづからそこへ出て来て十分その主張を述べる機会を與へること。それらの点について考慮をしたらどうか。これらはこの法律の十一條、十二條、十三條、十四

條等に關連しております。なおこの十四條の規定で、十四條の第三号に免許をする場合の適格性について「海区漁業調整委員会における投票の結果、総委員の三分の二以上によつて漁村の民主化を阻害すると認められた者であること」とありまして、そういうものは適格性がなくなつておりましたが、漁村の民主化を阻害するという簡單な書き方でもつてかたづけしてしまうことは、どうも國民の權利を不当に侵害するおそれがある。もつと的確に法律で標準を書くべきであるということをつけておりました。それからなお第二十四條の規定であるとか、あるいはまた七十六條の規定であるとかという点につきましても、やはりこの規定はもう少し條件を法律で書いて、その趣旨を明確にしてみたらどうであらうかと言つておりました。それからもう一つ七十四條であります。七十四條の第三項に臨検検査の規定がございます。この臨検検査の規定は漁業監督官は必要であると認めると、個人の事務所等に立ち入り検査をすることができるようになつておりますが、こういうふうなことはどうも人權を侵害するおそれがある。できれば何か裁判所の許可を受けるとか何とかという方法をとつてはどうかというところを言つておりました。こういう規定はほかの法律にもたくさんあるのではありませんが、最近私に呈示されましたその方面の意見はほかの法律についてもこの方面について多々意見がありまして、これは憲法の三十五條の精神に反する規定であるというところを言つておつたのであります。

それからなお漁業法施行法につきま

して二、三意見がございましたからちよつとそれを申し上げさせていただきますが、漁業法施行法の第六條の第二項、これは前項の規定により新法に基いてしたものとなされた処分の有効期間については、別の命令で特別の規定をすることができるとあります。命令でもつて有効期間をどうきめるのか、全然行政官廳の命令にまかしてしまつたような氣がするので、これはどういふふうな特別の定をするのかについて法律でもう少し明定できないでいる。それから今の施行法の九條と十條の關係であります。補償金を交付するといふことはけつこうだが、その補償法についてさらに規定をこまかくする必要がないかと言つておつたのであります。

以上申し上げました点は法制的見地から見ますと、もちろんこれはすべてその通りしてさしつかえないわけでありまして、その実体につきましても十分御研究をお願いしたいと思います。それだけ申し上げまして御参考にお供したいと存じております。

○石原委員長 これに対して何か御質問があれば簡単に御発言をお願いします。

○川村委員 ちよつとお尋ねいたします。第十六條の第八項に「第六項の規定は、北海道においては適用しない」とあるのは、なるほど生産組合の場合を指しておるのでありますが、これは北海道の事情などについて、あなたに、ただ単に北海道も全國一律にしなければおもしろくないというだけのお話でありましたか。さらにもう少しつ込んで、北海道の事情はそう特殊性を持つていないという具体的な言葉をあなたに話されて、適用しない

ということとは不当であるということと言われておりましたか。この点について伺いたい。

○入江法制局長 その点につきまして相違詳細に理由を言つておりました。先ほどは簡単に結論だけ申し上げたのであります。お尋ねがございましたので申し上げます。關係方面では各種の方面からの意見を聴取してあるが、北海道を除外したいといふことこの理由には、大体五つほどの理由がある。第一、この規定を置かないで、北海道を全國と同じようにすると、生産組合が漁業権者に一定置漁業の權利を持つことになる。そうすると思想的にもおもしろくない結果が起るのである。これが第一点。またかようにしておきますと、極端な思想を持つた者であるとかあるいはボスの勢力がこれの海区漁業調整委員会の中に入つて来て、おもしろくない結果を起しはしないかといふのが第二の理由。生産組合を第二順位として權利を與えると、生産組合を、わけなくつくと、實際の伴わないやうなゆる幽霊組合をつくるおそれがある。これが第三の理由。第四の反対理由は、北海道には内地から出かせぎの漁民がたくさん行くけれども、そういうものが組合をつくりまして、實際において組合の運営なり、この定置漁業の權利といふものをそういう出かせぎの人が運用してしまふおそれがあるという点、第五の反対理由は、北海道の定置漁業の状況は、漁業権者が實際に漁業をしておるのが多い。内地においては、この定置漁業の漁業権者と實際にそれを行つておる

漁業者といふものとが違ふ場合があるのだけれども、北海道は同じ場合が多い。それだからして個人たる漁業者に權利を與えるのがよいので、組合はよくないという理由、この五つの理由を大体聞いておる。しかしいづれについても、關係官はあまり賛成できない。第一の思想問題云々といふことは、これはそういうことを言い出せば切りがないといふので、そういうことでこの權利を特別に制限をするといふふうなそういう行き方で解決すべきものでない。それからまたこの調整委員会にボスの勢力が介入するといふようなことは、これは委員に対してリコール制度とか、あるいはその他の監督の方法もあるから、それで十分規制して行くことができると思ふ。幽霊組合云々については、この生産協同組合といふのはわずかの人数でも組織ができるやうになつておる。七人といふことを言つておりましたが、七人でできるわけだからこの組合をつくることはきわめて簡單なことで、何もその中にこういう規定を置く置かないにかかわらず、簡単にできるものであつて、幽霊組合がこれのために多くできるという心配はないと思ふ。四番目の出かせぎ漁民に實體を奪われるという点は、これはもう組合自身がそういう出かせぎの漁夫を使うといふことを必要とするならば、すればいいのであつて、そういう出かせぎの人を必要とするのが北海道の現実の事情であるから、それを否定する必要はないのでさしつかえないと思ふ。

最後の漁業権者が實際に漁業を行うといふ事実が内地より北海道の方が多いといふことは、これはむしろ反対である。向うで調べた調査によると、現に行われておる定置漁業の数字を基礎にして考へるといふと、自分で實際に運営をしておるパーセンテージは、北海道においては五〇％ないし六〇％の間である。ところが全國平均においてはやはり五〇％ないし五五％くらいであつて、今の点は自分たちの調べたところでは北海道が特殊事情があるとは思へない。そういう理由からこの條項に反対を言つておりました。

○富永委員 簡單にお尋ねいたします。この漁業法は第四次で、三次までの案をいろ／＼修正して来て、今度の提案になつたわけであり、しかも水産廳當局、農林省は關係方面とも相当折衝をせられたやにも今まで承つておりますが、この北海道の問題は非常に重大であつて、よくよくここに落ちついたもののように考へておりました。が、今のような御見解を承りました。また出直る形にもなるのであります。その点については、一体從來そういう方面の了解なしにこういう提案になつたものかどうか、了解があつたけれども、さらにそういうふうになつたか、そういう点を一應お伺いしたいと思います。また修正をお考えになられる箇所が多いように考えられますので、今の質問をいたす次第であります。

○飯山政府委員 この法案が了解を得た場合に、今の修正の問題は關係方面において必ずしも一致してはなかつたやうであります。しかしGSとして、これは一應了解をする。こういうことであつたわけで、私どももこの法案が了解を得た後に關係方面との折衝におきまして、この問題を論議をし

ておつたのでありますが、私どもも関係方面当局との意見は最後までこれは一致しなかつたのであります。それで私どもはこのたゞいま提案しておりますものを出したのであります。さうなわけで、了解は全文において得たのでありますが、関係方面の一部にはさういふ意向がやはりあつて、解決しなかつたという事情であります。

○石原委員長 この問題はこの程度でとどめます。次に夏堀君先の質問の継続をどうぞ。

○夏堀委員 いろ／＼質問いたしたいことはありますけれども、きようは今の予算措置についての意見をもう一つ伺つて、あとの質問は次にまわします。やはりこの三百億円という料金のバランスをとるためには、漁獲高一本で行くことは私は危険であると思ひます。これにはもつと確定的な何かをお考えになる必要はないだろうか、もちろん三・七％の漁獲高ということ、これは全然否定するものではありません。もう少し確定的に持つて行く線を、もう少し歩何か研究する必要があるか、こう考えております。これもまだ私研究をいたしておりますから、これは次の機会にいたします。この免許料及び許可料で、補償金あるいは調整委員会の費用、また本法施行に伴う費用となつておりますが、本法施行の費用というものは、行政面に現れた費用だとは私には考へる。特に私にききにたえないことは、業者の負担において行政事務の費用を負担しなければならぬという理由はどこにあるか、これに對する御答弁を求めます。

○藤田説明員 その点はまことにこもつともな御意見だと思ひます。これは

率直に申し上げますと、農地の改革の場合には、それらの行政費というものは國が負担をいたしておる。水産の場合に於いて免許料として特別にとらなければならぬ理由については、私どもも同じような考へ方をもつております。もちろんこの補償金に見合ひになりますものは、われ／＼の考へ方といたしましても、國家財政がさういふふうな場合でございますから、これを免許料のようにならざるやうに行くことも、漁民諸君に納得をしていただくかと思ひます。が、行政費の分につきましては、御意見のような質問が必ず出るであらう。私どももいたしましてその点につきましては、從來できるだけの点にうふうなものについては、一般の方からも出していただき、どうしても財政上そのみで足りない部分については、一部免許料をもつて負担をする、かういふふうな考へ方でも進んでおつたのであります。しかしながらさうと交渉の最後の結末に至りましてきまりました点は、ここにございますように補償の費用、それから行政の費用とちやうど見合ひになりますように、免許料、許可料というものをとらうということに相なつております。ただそれがございまして漁業権制度の改革は、今後二箇年はまだ現在通りであるわけでありまして、その間における行政諸費につきましては、これは予算に別途計上しております。その以後におきますところの分につきましては、一應それが見合ひになつております。私どももいたしましては、でき得べくんばこの免許料または許可料の収入というものを、かりにこれをとるならば、廣く沿岸漁業の振興、そのほか水産業の振興等のため

にこれを支出する基金として、財源として備へたいというふうな考へ方を持つておつたのでありますが、それは遺憾ながら実現をいたしておらないわけでありまして、これは私どももいたしましては、今後の問題として解決をして参りたいと思つております。その点は十分本國會においても御審議をいただきたいと思ひます。

○夏堀委員 ただいまの御答弁に對しては、さういふ關係であるか知りませんが、私どもも、私はこれに承服することではできません。組合事業に對しては、これまで若干の補助を與えてこれを助長するといふやうなことであつた。かうした時代になつて、それはいかぬといふことは、これはやむを得ないことでありますけれども、國家がさういふ大きな大改革を断行する場合に、行政事務までも業者が負担をせなければならぬといふことは、どうして私どもも承服することはできません。むしろ反對に、この面に對しては負担を軽減するといふ面がうたわれております關係上、國家がこれに對するある程度の事務的補助をすべきではないか。しかるに業者の負担に對しては、絕對に私は承服できないと思ひます。これは審議の進む過程において私も研究いたしますが、政府当局においても十分に御研究をお願いいたしたいと思ひます。いろ／＼質問いたすことはありますけれども、きようはこの程度でとどめて私の質問を打ち切りますが、次には農林大臣の御出席を願つて、先ほど質問した項目に對する御答弁を願うとともに、次に質問せんとするそれに對して、農林大臣から直接

御答弁をお願いしたいと存じますから、私は本日の質問はこれで打ち切ります。

○砂間委員 関連して——今の問題につきましても、意見があります。意見は討論になつたときにゆづります。これはどう考へても不合理だと思ひます。免許料、許可料の料金の問題です。これは個人が経営するときに、さういふことをして、協同組合経営の場合には、これを免除するといふやうに修正する御意向があるかどうか。その点をひとつ伺ひたいと思ひます。

○飯山政府委員 ただいま夏堀委員に對して説明員から申し上げたやうに、財政が許すならばもちろんわれ／＼はこれを主張するものであります。今こゝでただちに協同組合の場合にその免許料、その他許可料をとらないといふ約束はできかねるわけでありま

す。

○小高委員 この漁業法案は、おそろしく今回の國會における最大の法案の一つであると私は考へておるのであります。内容において百四十五條に達し、そしてこれが画期的なる使命を考へますと、この法案によつてまたわが國が眞に漁業を民主的に建設して行くといふことを考へますとき、そこに幾多の疑義が生ぜざるを得ないのであります。先ほど夏堀委員からお尋ねになりましたその点に多々関連するのであります。先ほどの藤田次長の答弁あるいは飯山長官の答弁においては、さういふ私どもも承知いたすことができない箇所が多いので、重ねて別な観点から、あるいは意味は同じかもしれませんが、御質問いたしたいと思ひるのであります。

する免許料、許可料の問題でございまして、免許料、許可料として取立てる金額は、漁業権の補償料並びに漁業制度改革に要する費用といふことになつておりますが、一体その金額はどのように相なつておるか、まずこれをお尋ねしたい。なお配付されました参考書類によりますと、漁業権の補償料及びその利息が合せて三百一億七千二百万円と相なつております。その内訳はおそらく漁業権証券といふやうなものでお出しになるかと思ひます。元金が百七十億五千二百万円、利子が百三十一億七千二百万円、かようなことになつておるのであります。なおそのほかに漁業制度改革に要する費用も加えられておるのであるかどうか、この点を次に伺ひたいのであります。さらにこの金額は漁獲高に對して何％に相當するか。およそ國がいかしくも法律を制定する以上、そして一定の見込みを予算として組む以上、この基礎数字はどのくらいにお見込みになつておるかといふことを次に伺ひたいのであります。

第二の問題として、御承知のごとく現在における漁業経営といふものは、非常に高騰を示しておりますが、これをかりに税金だけについて考へてみましても、所得税あり、事業税あり、さらに船舶税あり、漁業権税ありといふぐあひに、きわめて多種類の課税を負担しているのではありませんか、私の調査いたしましたところによりますれば、所得税は漁獲高から必要経費を引いたものの二〇％ないし八五％、これは所得額に對して累進しているゆゑもありませんが、なお事業税は所得額の二〇％、船舶税は取得の場合二〇％のほ

か年税として保有税があります。漁業権は各府縣まち／＼であるのであります。一例を静岡縣にとつてみます。最高三万円程度に達するものもあるやに聞いております。このほか取引高税、物品税等を課せられたものもありまして、これらを合計いたしますと、実に容易ならぬ数字に相なるのであります。きわめて過重な負担をかけられておるのであります。ことに事業税について見ますと、農村における米とかあるは麦とかいう供出食糧に対しては、全然課せられておりません。しかるに同じく統制を受け、出荷割当を受けておる水産漁獲高に対しては、全面的に事業税を課せられておることは、そこに大きな矛盾が存在しておることを認めざるを得ないのであります。なおまた漁業権税のごときも、権利というものの対して課税するということは、おそらく他にその例を見ないと思つておるのであります。たとえば農民にとつて最も重大な耕作権に対しては、何らの税金も課せられておりません。また旅館あるいは料理店等におきまして、その営業権に対しては、何らの課税も実施されてないはずであります。しかるにもかかわらず、ひとり水産においてのみ、きつた負担をこうむるということは、まったく了解に苦しむところでありまして、これは他日税制改革の際に論ずべき問題であると思つておられます。要するにその他水揚手数料、あるいは船舶税、あるいは労働賃金の高騰等によりまして、現在における漁業経営はきつた危機に瀕しておる状態でありまして、かような状態において、なおかつ三・七％の免許料なり許可料

なりを課することは、あまりにも酷に過ぎはせぬか、これはよろしく國費をもつて支弁すべきものであるというこゝとは、先ほどの夏堀委員と同意見であります。ことに調整委員会の費用のごときにおいては、農業においてはまさに國費から支出しておるのであります。これらをお互に考えまするとき、ひとり水産のみにおいて自弁というこゝとは、はたしてこれが妥当であるかどうか。この点私をして言わしむるならば、現水産当局があまりにも税務当局に対して遠慮しておるがゆゑに、かかる問題が惹起したのではあるまいか、仄聞するところによりますと、あちらの農林省農政局においては、農業の税金の負担について、十余名の係官が農業税はいかにして課すべきか、いかにしたならば合理的であるかということを研究して、パンフレットさえ出しておるということを聞いておるのであります。ところが、わが國の水産当局においては、かかる調査研究機関がないために、かような一つの過重に対する加重、そして危機に瀕するところの負担を負わされておるのではあるまいか、これらに対してこの法案と関連して、今後当局がいかなる処置をお考えになつておるか。その点をお伺いいたしたいのであります。まだ質問がございしますが、あまり長々しく相なりまして、答弁をこちらで聞きこなつてもいけませんので、重要案件ですから第一の質問はその程度で打ち切りをいたしまして、御答弁によつてまた次に移りたいと思つております。

○石原委員長 ちよつと答弁を待つていたで、速記をとめていただいて緊急にお諮りしたいことがあります。〔速記中止〕

○石原委員長 速記を始めてください。— それでは會議を続行いたします。

○飯山政府委員 小高委員の質問にお答えいたします。最初の免許料、許可料その他に対する御意見については、きわめて重大なものでありますので、これについては相當資料を整えております。この資料について詳細經濟課長から説明いたしたいと思つております。

第二点の税務、大藏当局に対して、水産廳が遠慮しておるのではないかと、いふようなお話があつたのであります。が、もちろんわれ／＼の努力が十分でないために、かような重大な責任義務を漁民諸君に負わせるという点については、私どもはなほだ忸怩たるものがあるのであります。しかしわれわれの微力が遺憾ながら財政的にこれを支出せしむることができなかつたのであります。今後におきましてぜひとも國会の御配慮もいただきまして——私どもはこれで当然だといふような考へで出しておるのではありません。今後といへども、機会があればこれが是正に努力を拂うべきだと考へております。なお農政局において農業税その他に關して、特に多数の人を擁してこれが検討を加えられておるというお話は、まことに私どもに痛いのであります。私どもも同感ではあります。が、昨年来漁業關係の税金制度につきましては、それ／＼検討を加えておるのであります。現在經濟課に漁業税の係も設けておるようなわけであります。が、何分にも人手がないために、今

御説がありましたように、弱いものではありませんが、十分な努力ができません。この点については私どももまことに相済みない。しかし今後においてできるだけ——この税制の問題は先ほど次長からも申し上げましたように、漁業の經營の盛衰に關することが大なのでありますので、ぜひともこれが妥當公正な制度に改善されるように、今後努力いたしたい、かように考へておるのであります。

○久宗説明員 命によりまして免許料の内容につきまして御説明申し上げます。その前にお配りしました資料を見ていただきたいと思います。漁業権の所有並びに行使状況に關する資料というのをこの前のときに差上げてございしますが、その二枚目に漁業権等の補償に關する参考資料というのがございます。あるいはお持ちにならない方があるかと思ひますが、内容だけ詳細に申し上げますと、ただいまお話がありました通り、免許許可料の内容は、補償の償還に要する費用と、それから今度の制度改革の行政費に要する費用と、この二つにわかれておるわけでございします。従ひまして漁業権の補償に要しました費用の償還につきましては、たび／＼御説明いたした通り、総額といたしまして沿岸漁業約百六十億、内水面では約十億といふものが補償の元の金額になりまして、それを利率五％、二十五年間の元利均等償還という方法をとりまして、利子が加わりまして約三百億の償還総額になりました。従つて年約十二億の償還をして行けばいいという数字を御説明いたしております。あと行政費が加わりまして毎年の免許料をとつて行くことにな

るわけでございます。その仕組みは簡単に申し上げます。農地の場合と非常に似ておるわけでございしますが、漁業権の場合には、漁業権の免許を受けた場合には、その漁業権を買いとるのではなくて、漁業権の免許を受けた人は、毎年免許料を拂つて行く、これはわかりよく申し上げます。國に対して賃貸料を拂う、今までは漁業者に対して賃貸料を拂つたのに対応いたしまして、國に対して賃貸料を拂うとお考へになつていただければ一番わかりいかと思つております。そこでその免許料の内容の御説明でございますが、ただいまお配りいたしました免許料、許可料、要徴収金額推計を御説明いたします。先に数字を申し上げましたあとで、両方の関連を申し上げたいと思ひます。

まず免許料の構成内容から申し上げますと、補償の償還分に相當するものが毎年約十一億だと申し上げましたが、この内訳は定置漁業、区画漁業、特別漁業、専用及び入漁とありまして、そこに内訳が書いてあります通りでございます。そして、總計が約十一億でございます。それに對して次に漁業制度改革の費用、行政費でございますが、これは大きくわけますと委員會關係の費用と、これを動かして行きますに必要な費用、人件費あるいは事務費といふものが加わるわけございまして、平年の年で約三億二千万円という推計が立つてございします。これは大体本年度許された予算から推計いたしました。普通の年には大体三億二千万円ぐらゐかかるであろうという推計でございます。従つてこれを免許料でまかなうといひますと、この合計、すなわ

ち十四億五千八百万円程度のもの、これが毎年免許料を徴収すればいい金額になるわけでございます。ところで先ほど漁獲高の三・七％をとるのだというふうに御説明申し上げたのでありますが、これは内容から申し上げますと、まず十四億五千八百万円というものが毎年徴収をしなければならぬというのが出て参りますと、それを漁業者類にずつと割りつけるわけでございす。これは確定した金額を個々の漁業者者に割り振るわけでありす。たとえば何千円、何万円というように割りつけられるわけでございす。その結果が実際その年にとれます漁獲高に對して、三・七％程度の平均の負担になるであろうという意味であります。漁獲高の何パーセントというふうにかけるのではないのであつて、割りつけられた結果が、平均して三・七％程度の負担になるだろうということでありす。この数字の方を見ていただきますと、免許料、許可料の年額と漁業者の負担度の推計がどういうふうになつておるかという推計でございす。ただいま申しましたように徴収額は今の推計で申しますと、毎年沿岸では約十四億五千八百万円ということになるのでございす。その負担の方法に二つが考えられるわけでございす。ここにリンク制負担と共同負担と書いてございす。たゞは定置漁業を例にとつてみますと、定置漁業では漁場を整理いたしました場合に、ある海区で幾ら／＼という数字が出て参ります。その数字は新しい免許の場合に與えられて行く定置漁業の免許に大体リンクして行く、個々の漁業者を単位

にリンクということとは考えられませんが、大体定置関係のものは定置漁業で納めて行くという考え方でございす。漁場が固定いたしますものについてはこういうような負担関係がリンクすることは合理的であらうと思ひます。その次に共同負担というのがございす。これはどういふのかと申しますと、たとえば専用漁業権がとりはざれると、こういうた補償料はだれが支拂うかということになると、これは受益者が相当範囲にわたるわけでありす。従つてこういう場合には、これを直接結びつけるわけにいかない。従つてそれによつて受益すると思はれるのは、沿岸漁業で言えば全漁業でありす。が、大体負担能力に應じて割り振るわけでございまして、これが加算されて、ここに全体の負担になつて、あるものは共同負担だけのものもございす。あるいはリンクされたものと、その他に共同負担として当然負うべきものというものが加つて来る場合があるわけでございす。それによつて二つの負担度合いが出て来るわけでございまして、ここに二つの負担度合ひがございす。負担される要償還年額というのがございす。これは内訳としてここでは省略させていただきます。結論から申しますと、(ホ)のところは負担度というのが出て参ります。この負担度というのは、補償の係数だけでどのくらいの負担になるかというのを書いてあるわけでございます。まずリンク制によるものというの、漁獲高に對しまして、約二・八％の負担になるものでありす。それから共同負担と言はれるものが一・七％の負担になるものでありす。それから改革費の負担、つまり行

政費の負担が漁獲高に對してどのくらいの負担になるかというところは、約〇・八％の負担になるだろう。この三つのものが組み合わされて、個々の漁業者の負担というものがきまつて来るわけでございます。總括して申しますと、一番下に出ておりますが、この二つの部分、要償還年額の負担度というものと改革費負担度というものと二つあつて、これが總計されて出て参ります。この場合定置を例にとつてみますと、要償還年額で新しい漁業権に当然リンクされるもの、こういうものが約二・八％の負担になる、その他に共同負担というのがございす。これは漁獲高に應じて負うのでございす。これを合わせますと、償還年額すなわち補償と直接関係があつて、負つて行くものは、リンク制によるものでは四・五％の負担、それから共同負担だけによるものが一・七％の負担、平均いたしまして約二・九％の負担になるわけでございす。これが直接補償と関係のある負担度合ひでございます。このほか今の改革の行政費〇・八％の負担が加わります。そこで平均して三・七％の負担ということになるわけでございす。この場合にリンク制のものでありますと五・三％、それから共同負担によるものでありますと、二・五％、こういうことになるわけでございす。この負担度合ひの推計でございす。これは現在の補償の額につきましては、基準年度が一應きまつておりますので、大體補償でどのくらいの金額になるかというところが推計されておるわけでございす。行政費の負担は本年度の予算單價に基きました。負担度は、現

在の公定價格である漁價に對してこれを推計いたしましたので、こういう計算になつております。今後の物價の変動というものをかりに考えてみますと、この額はかわつて来るわけでありまして、現在のままでいたしまして三・七％ということになりまして、かりに物價が変動して参りますと、補償金額の方は固定するわけで行政費の方はふえて来るというふうになるわけでございす。しかしながら漁獲高もふえるわけでありす。補償金の方の負担におきまして、二十五年度の償還期というものを考えております。これは現在の物價におきましてこの償還年限を幾らにするかということを見ますと、負担度があまり大きくなつては、償還をきめました場合に非常に困るというので、二十五年の推計をいたしております。これがかりに物價がもう少しかわつて来るということとを考えますと、必ずしも二十五年にする必要がない、もう少し償還を縮めるといふことも可能になつて来る。それから次に、この負担度合ひがたとえば三・七％というふうなものではなくて、もつと低い度合ひになることもあり得ると考えられるわけでありまして、現在の物價がもう少し見通しのつく時になりまさんと、長期の見通しが立てられないわけでありす。現在におきまして一應推定できますのは、現在のマル公を動かさないものと見まして、そして三・七％程度の負担を越えないということとを考えれば、今言つたやうな数字になるといふ程度の推定でありまして、今後の物價の変動その他の状況とにらみ合はせて負担度を考へて

行く必要がある。従つて法律においても、この償還年限につきましては一應大事をとりまして、三十年以内ということが書いております。もつと具體的の見通しがつく場合になつたら、何年というものを考へて、それによつて漁業者の負担度合ひも考へて行く必要があると思つております。これが数字的の説明でありまして、その裏に内水面の関係がございす。これは関連いたしますから御説明申し上げます。これは内水面の方におきましては、はやや趣きが違ひまして、これは漁業権の内水面の方における補償と、それから料金制度との関係です。料金制度というのとはむしろ漁業権の制度をもつて河川を封鎖するという考へ方ではない、一般の遊漁者からも料金をとる。従つて内水面におきましては増殖事業とリンクして考へる必要があるわけであります。従つて料金制度におきましては、これは漁業者ももちろん拂ひますが、一般遊漁者も拂つて参りますので、負担度合ひについては沿岸のやうに非常に厳密に考へてみる必要はないわけでありす。むしろ増殖事業とパランスのとれるやうにすることが重大な問題になるわけでありす。そこで内水面の方の關係から申しますと、料金収入におきまして年に約二億七千九百万円程度のものが内輪に見積つてとれると思ひます。これによりまして、補償の償還分に充てます、これが約年にいたしまして七千万円程度であります。それと行政費約六千三百万円程度、つまりそれと両方合せまして一億三千四百万円程度のものがいるわけであります。そういたしますとそのほかに約一億四千五百万円

程度の余りが出るわけでありましたが、これが直接増殖費用に充てられる、こういう形になりまして内水面の方は、増殖費用が料金制度と見合ひしてリンクされておる。もしも料金制度がずつと進んで行きますと、この増殖の規模もずつとふくらんで行くという仕組みになつておるわけでありまして。

数字的の御説明はそういうことになるわけでありまして、この料金免許制度と補償との関係、特に行政費の負担という点については、いろいろいきさつがありまして、関連してちよつと御説明申し上げますと、農地制度におきましては、もちろん先ほどお話がございましたように、行政費というものは全部一般会計でまかなつたわけでありまして、それで農地の買上げ費と金が入りまして、ただそれが國を通して土地を失つたものの方に流れて行くという形だけになつておつたわけでありまして、そういう制度を實行して行きます行政費というものは、全部一般会計でまかなれておるわけでありまして。それとの関連において考えられますことは、この二年間の切りかえの措置でありまして、二年間の準備期間を終えて漁場を整理いたしまして、新免許をするまでの段階というものが一應農地における買入れ費に渡して相当するわけでありまして。そうしてそのあととの関係は、農地におきましては一應それによつて農地制度改革というものは終了するわけでありまして、その後新しい問題が起つて来るわけでありまして。しかしながらこの漁業制度改革というものは、所有と同時に経営まで調整いたしておりますので、権利を新たに

與えまして結果、それをどう調整して行くかということを中心として、従つて行くわけでありまして、従つて委員会の費用というものは、補償改革を二年間でやり上げるために臨時的にできるものではなくて、その後も引續いてこれを實施して行くわけでありまして。従つてその場合の受益者という点で、その行政費を負わしめたかどうかという問題が出たわけでありまして、それが今度の免許料の中に行政費の入つて来た大きな理由なのであります。これはもちろん全額を負担すべきであるかどうかという点はいろ／＼問題があります。行政費を入れました点では、農地改革におきましてはそれでもつて一應農地改革が一段落つたというのに対しては、そこから初めて調整という恒久的な仕事が始まるという点に違ひがあるのであります。しかしそれが實際に漁民にどういふ負担になつて行くかという問題は別の問題でありまして、ただそれを考えました建前は、恒久的なものとの臨時の二年間の措置というものとわけてあるわけでありまして。従つて今の二年間の準備期間におきましては一般会計でまかない、あとは免許料と見合ひになつて行くという形になつておるわけでありまして。一應数字的な御説明はその程度になるわけでありまして。

〔石原委員長退席、鈴木委員長代理着席〕

○小高委員 ただいま飯山水産廳長官からの答弁によりまして、漁業者の負担の税については、遺憾ながら農政局のように十分に手が届いておらない、また手も少い、これについて大いに國會議員が協力してくれというような意味

に了承いたしました。この点は今後大いに私も協力いたしますから、遠慮なく問題があつたら御相談願ひたいのであります。いま一つの点いろいろ私が数字をあげてお尋ねいたしました点について、ただいま水産廳の經濟課長から御答弁がありました。私の言わんとおるところは、何ゆゑに計数を追求したか、それは漁業者があまりにも農業及び他の業種に比して、かゝのごとく苦しんでおるにもかかわらず、なおかつ過重の苦しみのために危殆に瀕しておる、これをどう解決するかというところが私の質問の突きどころであります。この質問に対して、遺憾ながら今のお答へにおいては承するわけには参りません。私においても質問する以上相當の研究をして、かかつておりますので、非を改めてまた修正していただかなければならぬような事柄も多々出て来ようと思つたので、それはときを改めていたそうと思つてあります。もう一回繰返してお尋ねいたしたいことは、かゝのごとく過重なる漁民のい／＼な税の負担に対して、これを緩和して、この法案とにらみ合せて行くというようなお考えを持つておるかどうか、その点を重ねてお尋ねいたします。

○久米説明員 ただいまの問題につきましてお答えいたします。免許料をとることにつきましてはそれが経営に非常にかつて過重なる負担になるかどうかと、この点はもちろんこの免許料というものは補償との関係でその部分だけはどしうしてもとらなければならぬわけでありまして、その免許料そのものの考え方につきましては、これを漁業経営とどしう結びつけて考えて行くかということにつきましては、水産廳といたしましても一番大きな問題になるかと思つております。これについては考え方といたしましては、まず現在の重い税金の問題でございまして、これは結局税の率その他の問題もございまして、むしろかけ方にかつておる場合が多いのではないかと思つております。つまり免許料との関係を理論的にだけ申し上げますと、それは経費として差引けばいいという問題になるのであります。さらに從來のかりに所得税なら所得税といふものと、この免許料といふのがダブルののではないかと。免許料といふものは所得の計算上は経費として当然差引かるべきものである。こういうことが言えるのであります。ただそうではないと、實際は所得といふものが、はつきり経営から出て申告されて行つた場合にも、その数字に対して具體的な税率がかつて来るのではなくて、割付けられるというふうなことが多くあると思つております。その場合は経費として差引いたということとは意味がなくなるわけなのであります。もちろん率が高いということもありまして、實際問題としてはそういう徴收方法が問題になると思つております。それに対しては、今後水産廳といたしましては、こういう免許料をとるといふ以上は、漁業経営が成立つかどうかという点については、はつきりした見通しをつけないければなりません。しかしその間におきましてはたとえば所得税のような一番大きな問題につきまして、その徴收方法といふものについて具体的な資料によつて、その徴收方法の悪い点を突いて行くよりほか

いと思つております。また先ほどお話をいたしましたような地方税でございまして、免許料と競合するような税金につきましては、免許料といふのは今度の法律でとらざるを得ない。それを拂つた上になおかつ地方の税をかけるかどうかという問題。これにつきましては、今度こういう制度になつたから、これとどういふふうな競合する点については軽減していただきたいというふうな、行政官廳としての連絡はいたしますが、この最後の決定権は地方の議會にあるわけでございます。つまり免許料は拂つておる。そのほかに地方税のこういうものをかけて、漁民が負担ができるかどうかということについては、その決定権は、地方の議會がお持ちになるわけでありまして、それをやめてしまふということではできないのであります。ただそういう場合を通じまして、われ／＼といたしましては漁業経営の實際といふものを正確につかまねばならぬと思つております。これは今までの税金におきましても、つねにわれ／＼が最後のところでこの問題が通らないというものは、漁業経営といふものをつかんでいないためであつたと思つております。これではいけない。これはもちろん調査機能が不十分であるという問題だけではなく、今の特殊の經濟事情から、やみ／＼と税金という問題がありまして、一番正確な資料がつかめない。最後にこのところへ持つて行つた場合に、漁業経営の實際はこうだといふものを持つておれば、それによつて目的を貫徹し得る。ところがいつもたらいまわしにされてしまふというのが実

状態のであります。私たちとして、この制度改革の準備期間中に今の漁業経営の状態はひどくなつて行くというこゝと目に見えるようでありまして、これを正確につかむことに万全の努力をいたしたいと思ひます。しかし一々それをつかむためには、今までは原價計算というものをとりましても、もちろん数字は出て参りますが、正直のところそれは最後に税金の問題でかけ合つて聞かれた場合に、やはりそこに欠陥があつて押し切れないというような問題があるわけでありまして。今後はおそれるような事情を全部さけ出して来るくらいに漁業経営というものが出つて来ると思ひますので、そういうような漁業経営の実態というものについて、私たち自身が自信の持てるような資料をまづつかむことによつて、この税金の問題を解決して行きたいと思ひます。免許料の問題は繰返して申し上げます。経費として差し引けばいいのであります。税とダブルことはないのであります。またそれについて競争するようなものにつきましても、当然これについてかけるかどうかの判断は、一應負担力があると思へばかける。ないと思へばかけないという問題になるのであります。経営の問題はそういうことではなく、経営の実態を抜きさしならない形で表へ出して行つて、それによつて税の問題を解決するといふ方法しかないと思ひます。

容いかによつて振興をはげまれるようなことがあつてはならぬ。ここを突いて論議しておるのでありますから、またときを改めて農林大臣直接にお尋ねしたいと思ひましてこの項はそれで打切つておきます。

次にもう一つお尋ねしたいことは、指定遠洋漁業権に関する問題であります。元來この漁業法はどこを中心として、目的として立法されたものであろうか、こういうことを考えますと、それは沿岸漁場の全面的整備を行うことをもつて目標としておるのであるまいか。かようなことを考えますと、しからば沿岸の許可漁業権の整備を規定すべきが至当であるにもかかわらず、現在における許可漁場の整備を行う、そして漁場を整備し漁獲物の増産をはかることが最大のねらいである。そしてこそ現在悩んでおる底引と沿岸漁業との問題、あるいは網漁業とつり漁業との問題等もみずから解決できるわけであると思ひます。

現にいよいよ揚繰網対策は一本づり等で種々紛争をかもしておる事実があるものであります。まさに漁業整備こそ緊急の問題であるにかかわらず、これをあとまわしにして遠洋漁業の問題を本法案中に組込まれておること、これは私のまことにもつて了解しがたいところでありまして、この点政府委員の明快なる御答弁を願ひたいのであります。

○藤田説明員 お話のように、漁業制度改革の根本的なねらいは、まず沿岸漁業の整備、いわゆる漁業権を中心とし沿岸漁業におけるものをまず手をつけるということが、その根本的なねらいであるわけでありまして。全体を通じて

○小高委員 ただいま藤田局長から御答弁がありましたが、私のお尋ねして

ましてそういうふうな構想でこの漁業法はできておるわけでありまして、その後のいゝと審議を重ねて行きますうちに、漁業権の問題だけでは必ずしも完璧を期し得ない、つまり許可漁業といふものをどうするかという問題が関連して起つて来たわけでありまして。しかしながら許可漁業と申しましたもいろいろの種類のものがあるわけでありまして。そのやり方については、これはそれの地方の実情もございまして。またその許可漁業の特殊な事情がございまして、漁業権制度のようには行かない。またそれは不適当であらうと考えております。従つて許可漁業全体といふものを一本にここに取上げておるわけではございませんで、ただこのうちで特に國際的な性質の強いもの、たとえば大型の捕鯨でありますとか、あるいは以西トロールでありますとか、以西の底引でありますとか、遠洋のかつお、まぐろでありますとか、これはいわば國際的な性質の強い漁業であります。この四つの漁業だけを特別に指定遠洋漁業といたしまして、それについての方針を掲げておる。そういうふうな考えであります。

なおそれ以外の許可漁業の問題についてはこれはもちろん取上げないわけではございせん。それの各調整委員会が漸次それの必要に応じて取上げて行くべきものである。法律として全体を通じて、やはり沿岸漁業の整理ということが中心をなしておるということには御了解できると思ひます。

○小高委員 ただいま藤田局長から御答弁がありましたが、私のお尋ねして

○砂間委員 今の小高委員の沿岸漁場の問題に關連いたしました、簡単に質問したいと思ひます。今度の漁業法案全体を見まして、非常に大きな手落ちといひます。欠陥と思われまふ点は、許可漁業なにかんづく地方許可の問題について全然触れておらない、この点が現に千葉縣あたりでもさばの一本づりと揚繰網との問題が非常に紛擾を起しておるようであります。これに類した漁場紛争といふものが非常に多いのです。なかんづく今度の漁業法案によりますと、從來の專用漁業権から浮魚をはずすということになるのですが、この浮魚の占めておる

部分は、全國の專用漁業権の六%、金額で七五%にも上る非常に大きな部分を占めておるのであります。これをはずしてしまつて、一体これをどうするのか。地方の各府縣の漁業調整委員会の問題もあると思ひます。

が、この地方許可をどうするかという点が、全然触れておらないわけでありまして。またこれを地方許可をする場合に、どういふ資格のある者に、どういふ順序でどういふ方針で許可するかという点にも、全然触れておらない、この点に非常に大きな欠陥があるのではないかと、こゝに尋ねておるわけでありまして。私もこの点に尋ねておるわけでありまして、浮魚をむじろ今度の新しい共同漁業権に含めておくことが望ましいといふふうにも考えておるのであります。この点について、地方許可の問題を何でこの漁業法案に扱わなかつたか、それをはずした理由と、それからこの浮魚を共同漁業権の中に含める修正意向はないかどうかという、この二点について今の問題に關連して質問したいと思ひます。

○藤田説明員 この浮魚を從來の專用漁業権の中からはずしたということ、が、今度の漁業制度改革の大きな改正の点であります。從來はそれを漁業権の内容として認める、そういう關係があつたわけでありまして、御承知の通り、漁業権といふものが古い旧幕時代からの旧慣によりまして設定されて、特殊なその当時の事情から設定されたものが、いつまでも引續きそのままの形で現在まで來ておる。その後の漁船の動力化の問題、あるいは漁村の人口構成が変化しておる問題、さらにまた最近では終戦後特にこの人口の問

題が漁村にいろいろ変化を来しております。そういう点が合わないというよりな事情があるわけで、従つて私どもといたしましては、この浮魚を主として運用漁具とする、このやり方とところは、むしろこれは従来の漁業権という内容からはずまして、これをむしろ独占排他せしめるような考え方からはずす。そうして、これは決して放任をするという意味ではないのでありまして、これはその海区の事情から、その海区の漁業調整委員会が、その調整委員会組織によつて、それらの事情に應じた秩序をつくつて、その秩序に従つて地方長官が許可をする。こういうやり方にしたというものが、この制度改革の根本的なねらいであります。それで私どもといたしましては、許可漁業について全然この規定を置かなかつたわけでございまして、ただ御承知のように、許可漁業というものはいろいろの種類のものでございまして、その事情もまちまちであります。それを画一的に法律で書くことができないわけでありまして、従つて、たとえば漁業権のような全面的な再編成をやるということも適当ではありません。また指定遠洋漁業のように、一べんすべての許可漁業について許可の定数をきめる、そして再審査するといったようなやり方も実はとれない。ある漁業については、さらにまだ発展の余地のあるものもあります。ある漁業については現状維持のものもあります。ある漁業についてはさらに整理をしなければならぬというようにまち／＼である。従つて法律的には画一的にこれが規定できませんので、私どもといた

しましては、これを漁業調整委員会によつて適当にその地方々々の実情に應じて、これを調整して行くというようになやり方になります。決して放任しておるわけではないのであります。もちろんこの調整委員会の最も重要な問題とするものは、この浮魚漁業の調整をどうするか、それに關連しての許可漁業をどうするかという点があるが、もちろんその主眼になるというふうに考えております。

○玉置委員 私はたくさん質問事項がありますが、時間も非常に経過しておりますので、定置漁業の買上げ、それに伴う条件、免許料、この三点について簡単に御質問いたします。

漁業法によりますと、従来の定置漁業権は、一應自営貸賃を問わず、政府買上げとしてその権利が消滅することになるわけですが、従つて本法施行によつて定置漁業者は非常に不安定な地位に置かれておることは御承知の通りであります。この漁業生産力を発展させ、漁業の民主化をはかるということにつきましては、先だつて農林大臣に質疑をいたしましたときにも、アウトラインを申し上げて賛意を表したのでありますが、ただ問題の焦点は、農地調整法によりますと、自作農を保護して、その育成強化をはかるというねらいから、不在地主と一定数以上に農地を所有する者から農地の買上げをして、眞の耕作農家にこれを與え、全部を取上げないで、その農地の改革をはかつておきますが、ひとり漁業権に対しては全部取上げる、そうして再分配をするというこの方法は、どう考えても納得ができませんのであります。先般藤田次長からの

簡単な御答弁によりますと、漁業施設の面には國費が大分つき込まれておるというふうなお話がありました。しかし農地調整法におきましては、むしろ國費が農地におきましては、しかも漁業の事例等を考へて見まして、しかも漁業面におきましては、非常に危険が多いという点から、これに対してひとし農地改革と同様な方策をもつて臨むべきではなからうか。かように考えるのでありますが、この点に關してあらためて御所見をお伺いしたいと思ひます。

第二点は漁業権の買上げでございす。地方によりましては、特に北海道の例をとつて見ますと、一昨年あたりに、すでにこの新法によつて漁業権が消滅するおそれがあるというので、大漁社の所有漁業権を賃借している眞の漁業者は、強制的にという語弊がありますが、相当強い意味でこの買収方を懲罰し、もしこれに應じなかつた場合には、他に轉賣をするというやうなことが、もしこれを他のものに買上げられると、せつかく長い間漁業をやつて来た面からオミットされるというので、相当な負債をしても、漁業権一つに対して七、八十万から百二十万という高額の金で買収をするという事例がたくさんあるわけでありす。こういうものを今一概に政府買上げによつて、政府の証券による二十五年間の年賦をもつて交付をされるということになりまして、その損害というものは莫大であるのであります。しかもまた先ほど課長の御答弁にありました、國に対する貸賃料を拂うという面におきまして、新たに免許をされ

たものと、そうした多大の犠牲を拂つたものが、さらに一定の貸賃料を拂うという点によつて、二重の非常な犠牲を拂ふことになるのであります。これに対してどういふような保護の道を講ずる考へであるかということ、まず先にお伺いしておきます。

○藤田説明員 第一点の農地との相違は、これは農地と漁業権との本質的の相違から来るのではないかと考えております。つまり農地というものは可分でございますが、漁業権というものは不可分でございます。従つて農地においては地主に一定の土地を保有せしめる。その残りのものは他の耕作農民に自営のために渡すということが可能でございますが、漁業権はそういうふうなやり方が許されませんので、やはりこれを與えらるゝか、あるいは與えないとかいふ、この二つの方法以外は方法とはれない。こういうふうな思ひわけでありす。しかしながらただ御懸念のございましたように、從來いろいろと苦心をしてこまに経営した人が、全部一度に取上げられるというふうにお考えであるかと思ひますが、私どもといたしましては、全面的に從來のもものは全部取上げられるというやうな結果になるとは想像いたしておりません。ただこのたびの適格性、並びに優先順位に従ひまして、これを判断して、從來の経営者に再び與へることがしかるべきものについては、これは当然漁業調整委員会の決議によつても、その方に行くようになるのじやないかというふうに思つておるわけでありす。それから一つの大きな会社が漁業権改革を控えて、先に自己の持つてお

るものを手放します。そのために多額の金をやつて買つたものは、再び今度は取上げられるのではないかと御心配でございますが、当時すでに漁業制度の改革がいろいろ議論になつておつたわけでございまして、おそらく買つた方は漁業制度の改革の方向というものは御承知の上で、それをお買いになつたことであらうと私どもは想像しております。その当時私どももいたしましては、將來はこういうふうな方向に行くことになるから、その点をよく御注意の上で御措置を願ひたいということを、お尋ねになつた方には答えておつたのであります。従つてそういうふうな問題については、先ほども申し上げましたように、今度の法律の規定によりまして、当然再び免許されるであらうと考へられる方々が、おとりになつておるやうな結果になつておるのじやないかと思ひます。そういうやうな方がとられておるものについては、これはやはりある程度の漁業制度改革の方向を御存じの上でこれをやられたわけでありすから、われ／＼といたしまして、特別にそういう方に対して保護をするということも、この法律ではできなからうと考へます。ただこれは二重の損害になるのじやないものでありまして、やはり建前といったしましては、買値に相当するものが補償費として行くかどうかは別問題でありますけれども、正當に評價いたした補償費というものは、当然支拂われるわけでありす。ただ特別な扱いはちよつとできなからうというふうな思つておるわけでありす。

○玉置委員　ただいまの御答弁で私満
足することができませんし、引続き関
連してお尋ねしたいこともあります
が、本会が控えておるようであります
ので、時間の関係上、本日はこれをも
つてやめまして、次会の傍頭に申し上
げることをごの際あらかじめ申し上げ
ておきます。

○鈴木委員長代理　それでは本日はこ
れにて散会いたします。

午後三時四十七分散会

昭和二十四年六月六日印刷

昭和二十四年六月七日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局